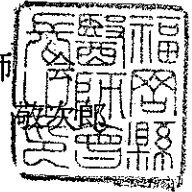


福岡医発第127号(保)
平成15年 4月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



建設連合国民健康保険組合の給付割合について

建設連合国民健康保険組合より、給付割合について、平成15年4月1日以降も変更しない旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方
よろしくお願い申し上げます。

なお、給付割合は下記のとおりです。

記

○建設連合国民健康保険組合の給付割合

	給 付 割 合
組 合 員	8割(自己負担割合 2割)
家 族	7割(自己負担割合 3割)

※従前どおり。変更なし。



事 務 連 絡

平成15年 4 月 10日

福岡県 医師会 御 中

建設連合国民健康保険組合

事務局長 田 上 等

建設連合国民健康保険組合の給付割合について

平素は建設連合国民健康保険組合（保険者番号 233064）の診療につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合の給付割合は、平成15年4月1日以降も変更ございませんのでお知らせいたします。

記

従来どおり変更はありません。

	給 付 割 合
組合員	8 割 (自己負担割合 2割)
家 族	7 割 (自己負担割合 3割)

